

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、<u>雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けているもの又は公共職業安定所長の指示により求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けているもの</u>に対して支給する。</p>	<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている次の各号の<u>いずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者</u>に対して支給する。</p> <p><u>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第12条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</u></p> <p><u>(2) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）第5条の規定による改正前の地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第21条に規定する職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定された者</u></p> <p><u>(3) 激甚な災害を受けた地域において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされたもの</u></p>

- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）
- (5) へき地又は離島に居住している者
- (6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者であつて、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者であつて、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの
- (9) 雇用対策法施行規則第2条第2項第8号に規定する者
- (10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して5年を経過していないもの
- (11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び帰国した同法第2条第1項に規定する被害者であつてその同項に規定する被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの
- (12) 雇用対策法施行規則附則第2条第1項第2号に規定する漁業離職者
- (13) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する

臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者

(14) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。以下「本四連絡橋特別措置法」という。）第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和56年労働省令第38号）第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者

(15) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第1項第4号に規定する行為を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特別措置法第2条第1号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）を余儀なくされたもの（当該事業規模の縮小等の実施について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に限る。）に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(16) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号）第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成13年厚生労働省令第129号）第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則（昭和58年労働省令第20号）第11条の規定による特定不況業種離職者求職手帳又は雇用対策法施行規則附則第8条若しくは第9条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、雇用対策法施行規則第2条第3項に規定する離農転職者であって、公共職業能力開発施設を行う短期課程

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いている

(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職業適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 略

2 基本手当の日額は、次の各号に掲げる支給対象者の居住する地域の級地の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)~(3) 略

3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては労働政策チーム長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された経済・雇用政策総室労働政策チームの長をいう。)が別に定める地域とする。

級地区分	地域
2級地	鳥取市
3級地	鳥取市以外の県内の市町村

4 第2項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,530円とする。

(技能習得手当)

第6条 略

2及び3 略

4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円(第4条第2項第3号に掲げる地域に居住する者で、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自

者を除く。)で雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職業適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 略

2 基本手当の日額は、次の各号に掲げる労働雇用課長が別に定める支給対象者の居住する地域の級地の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)~(3) 略

3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,530円とする。

(技能習得手当)

第6条 略

2及び3 略

4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円(第4条第2項第2号に掲げる地域に居住する者で、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自

自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 略

5～7 略

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号及び第3号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(6) 略

2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して40日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 略

5～7 略

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(6) 略

2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して50日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、平成20年4月1日から施行する。